東かがわ市告示第123号

東かがわ市介護施設等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月14日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市介護施設等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市介護施設等整備事業費補助金交付要綱（平成30年東かがわ市告示第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（補助対象事業） 第２条　略 （１）　略 （２）　略 ア　略 イ　介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援事業　介護施設等において、施設の一部改修（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事）または施設の付帯設備の改造（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年９月12日医政発0912第５号・老発0912第１号・保発0912第２号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」における別記２の(33)ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とす	（補助対象事業） 第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。なお、地域密着型サービス等整備助成事業については、東かがわ市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に位置付けられたものを補助対象事業とする。 （１）　略 （２）　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア　略 イ　介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援事業　介護施設等において、施設の一部改修（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事）または施設の付帯設備の改造（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年９月12日医政発0912第５号・老発0912第１号・保発0912第２号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」における別記２の(29)ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象

改正後	改正前
る。なお、本事業においては、介護テクノロジー以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。また、事業実施に当たっての業務改善計画の策定及び業務改善に係る効果の報告については、令和２年４月14日老高発0414第１号・老振発0414第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添１を準用する。	とする。なお、本事業においては、介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とはならない。また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和２年４月14日老高発0414第１号・老振発0414第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙１を準用する。
ウ　略	ウ　略
（３）～（５）　略	（３）～（５）　略
（補助額の算定方法等）	（補助額の算定方法等）
第５条　略	第５条　補助金の交付の対象となる経費は、予算の範囲内において調整のうえ、次のとおりとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
（１）　略	（１）　略
（２）　財政上の措置　第２条の対象事業のうち第１号及び第４号の事業の助成額については、次表の第１欄に定める区分につき、第２欄に定める対象施設の種類ごとに、第１号により算定した額に第３欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	（２）　財政上の措置　第２条の対象事業のうち第１号及び第４号の事業の助成額については、次表の第１欄に定める区分につき、第２欄に定める対象施設の種類ごとに、第１号により算定した額に第３欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

１　区分	２　対象施設の種類	３　加算額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第２条に規定する地震対策緊急整備	・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム	略

１　区分	２　対象施設の種類	３　加算額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第４条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表１の第２欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急	・特別養護老人ホーム	略

改正後			改正前		
事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）			整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）		
地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム	略	地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	略
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施さ	略	略	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施さ	略	略

改正後

れる事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）		

（交付の条件）

第８条　略

（１）　略

（２）　補助対象事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（ア）　交付決定額の20％を超えない減額の変更

（イ）　補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更

（３）～(11)　略

別表１（第５条関係）

略

（１）　略

１　施設等の区分	２　配分基礎単価	３　単位	４　対象軽費
地域密着型サービス施設等の整備			略
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,975千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	37,300千円	施設数	
小規模な介護医療院	37,300千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	3,190千円	整備床数	

改正前

れる事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）		

（交付の条件）

第８条　市は、補助対象事業に対して補助金を交付する場合には、補助事業者に対し、次の条件を付すものとする。

（１）　略

（２）　補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

（３）～(11)　略

別表１（第５条関係）

配分基礎単価

（１）　地域密着型サービス等整備助成事業

１　施設等の区分	２　配分基礎単価	３　単位	４　対象軽費
地域密着型サービス施設等の整備			略
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,760千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	34,600千円	施設数	
小規模な介護医療院	34,600千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,960千円	整備床数	

改正後			改正前		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,975千円	整備床数	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,760千円	整備床数
認知症高齢者グループホーム	22,370千円	施設数	認知症高齢者グループホーム	20,770千円	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	22,370千円	施設数	小規模多機能型居宅介護事業所	20,770千円	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	22,370千円	施設数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	20,770千円	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数	認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数
介護予防拠点	11,900千円	施設数	介護予防拠点	11,000千円	施設数
地域包括支援センター	1,600千円	施設数	地域包括支援センター	1,480千円	施設数
生活支援ハウス	47,500千円	施設数	生活支援ハウス	44,100千円	施設数
緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数	緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数
施設内保育施設	16,000千円	施設数	施設内保育施設	14,800千円	施設数
介護施設等の合築等			介護施設等の合築等		
略			略		
空き家を活用した整備			空き家を活用した整備		
認知症高齢者グループホ	11,900千円	施設数	認知症高齢者グループホ	11,000千円	施設数

改正後				改正前			
ーム				ーム			
小規模多機能型居宅介護事業所				小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所				看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター				認知症対応型デイサービスセンター			

（２）　略

１　施設等の区分	２　配分基礎単価	３　単位	４　対象軽費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			略
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数	
小規模な介護老人保健施設	1,120千円	定員数	
小規模な介護医療院	1,120千円	定員数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,120千円	定員数	
認知症高齢者グループホーム	1,120千円	定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所	1,120千円	宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅	1,120千円	宿泊定員	

（２）　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

１　施設等の区分	２　配分基礎単価	３　単位	４　対象軽費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			略
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円	定員数	
小規模な介護老人保健施設	1,036千円	定員数	
小規模な介護医療院	1,036千円	定員数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,036千円	定員数	
認知症高齢者グループホーム	1,036千円	定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所	1,036千円	宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅	1,036千円	宿泊定員	

改正後				改正前			
介護事業所		数		介護事業所		数	
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,120千円	定員数		小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,036千円	定員数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	18,800千円	施設数		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	561千円	定員数		小規模な養護老人ホーム	520千円	定員数	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入に必要な経費				介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費			
定員29名以下の地域密着型施設等			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護テクノロジーの導入に必要な経費（令和元年５月10日老総発0510第１号・老高発0510第１号・老振発0510第１号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療	定員29名以下の地域密着型施設等			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費（令和元年５月10日老総発0510第１号・老高発0510第１号・老振発0510第１号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561千円	定員数		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数	
小規模な介護老人保健施設	561千円	定員数		小規模な介護老人保健施設	520千円	定員数	
小規模な介護医療院	561千円	定員数		小規模な介護医療院	520千円	定員数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	561千円	定員数		小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	520千円	定員数	
認知症高齢者グループホーム	561千円	定員数		認知症高齢者グループホーム	520千円	定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所	561千円	宿泊定員数		小規模多機能型居宅介護事業所	520千円	宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	561千円	宿泊定員数		看護小規模多機能型居宅介護事業所	520千円	宿泊定員数	

改正後				改正前			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	561千円	定員数	介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙１を準用する）。	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	520千円	定員数	介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙１を準用する）。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9,310千円	施設数		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	281千円	定員数		小規模な養護老人ホーム	260千円	定員数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			
介護予防拠点	134千円	１か所	略	介護予防拠点	124千円	１か所	略

（３）　略

略

（４）　略

１　施設等の区分	２　配分基礎単価	３　単位	４　対象経費
既存施設のユニット化改修			略
「個室→ユニット化」改修	1,600千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	3,190千円	整備床数	
ア　特別養護老人ホームのユニット化 イ　介護老人保健施設のユニット化			

（３）　略

略

（４）　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

１　施設等の区分	２　配分基礎単価	３　単位	４　対象経費
既存施設のユニット化改修			略
「個室→ユニット化」改修	1,480千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	2,960千円	整備床数	
ア　特別養護老人ホームのユニット化 イ　介護老人保健施設のユニット化			

改正後					改正前				
ウ　介護医療院のユニット化					ウ　介護医療院のユニット化				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修		976千円	整備床数		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修		906千円	整備床数	
略					介護施設等の看取り環境の整備				
	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,670千円	施設数	略		・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,330千円	施設数	略
略					共生型サービス事業所の整備				
	・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事	1,390千円	事業所数			・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事	1,290千円	事業所数	

改正後					改正前				
	業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所					業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
（５） 略					（５） 略				
略					略				

附　則

この告示は、令和８年９月 14 日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。